



# 栃木県公報

平成28年  
9月30日(金)  
号外  
第63号

## 目次

### 公 告

○栃木県人事行政の運営等の状況の公表..... 1

## 公 告

### ○栃木県人事行政の運営等の状況の公表

栃木県の人事行政の運営等の状況について、栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栃木県条例第3号）第4条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月30日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 人事行政の運営の状況

##### (1) 職員の任用の状況

##### ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)						比 較 H23 → H28
	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	
一般行政部門	4,518	4,456	4,406	4,328	4,312	4,297	△ 221
教育部門	15,607	15,476	15,372	15,354	15,264	15,148	△ 459
警察部門	3,727	3,731	3,746	3,743	3,791	3,813	86
公営企業部門	807	832	835	831	829	533	△ 274
合 計	24,659	24,495	24,359	24,256	24,196	23,791	△ 868

- ※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含む。
- ※2 一般行政部門は、知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいう。
- ※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいう。
- ※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいう。
- ※5 公営企業部門は、企業局・病院・下水道管理事務所等に勤務する職員をいう。

##### イ 採用・退職者数の状況

##### (ア) 採用者数の状況

区 分	平成27年度採用者数 (人)			
	試験採用	選考採用	再任用	計
一般職員	197	97	50	344
教育職員		483	184	667
警察職員	177	33	40	250
合 計	374	613	274	1,261

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいう。
- ※2 教育職員とは、教員、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
- ※3 警察職員とは、警察官をいう。

##### (イ) 退職者数の状況

区 分	平成27年度退職者数 (人)

	定年	早期	再任用満了	その他	計
一般職員	201	27	59	388	675
教育職員	437	155	127	69	788
警察職員	65	11	11	71	158
合 計	703	193	197	528	1,621

※ その他とは、普通退職や死亡退職等の退職者数をいう。

(2) 職員の給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況 (平成27年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H26年度 の人件費率
H27 年度	人 1,998,864	千円 755,779,332	千円 8,944,918	千円 225,635,495	% 29.9%	% 30.3

(参考) 人件費の内訳 教育費 152,214,128 千円  
 警察費 32,396,252 千円  
 上記以外 41,025,115 千円

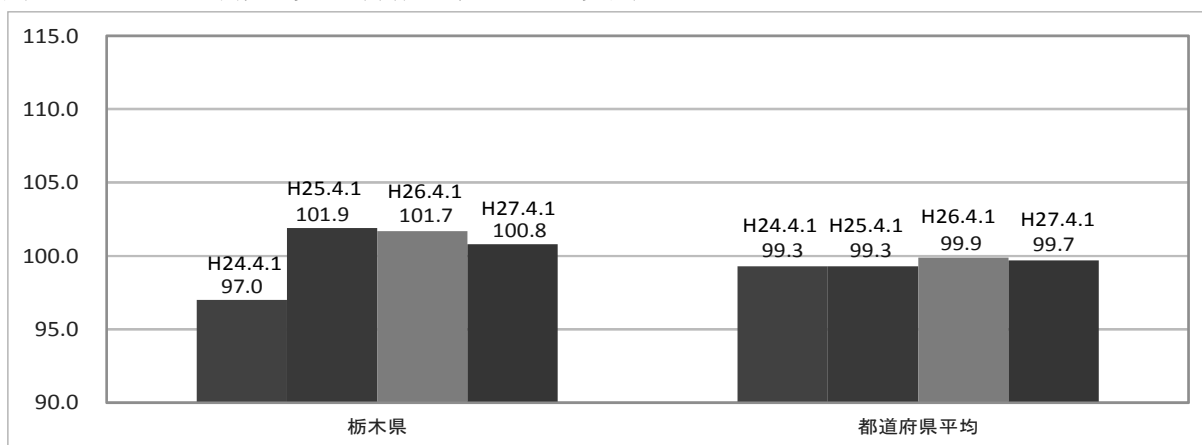
(注) 1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。  
 2 普通会計は、一般会計と特別会計(県営林事業特別会計等)を合算したものである。

(イ) 職員給与費の状況 (平成27年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27 年度	人 23,398	千円 105,317,486	千円 20,072,441	千円 41,214,961	千円 166,604,888	千円 7,120	千円 7,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)及び教育委員会期限付職員の給与費が含まれているが、職員数には当該職員を含んでいない。  
 4 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成26年度における値である。

(ウ) ラスパイレス指数の状況 (平成27年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。  
 3 平成27年4月1日は3年前(平成24年4月1日)に比べ3.8ポイント上昇しているが、これは、本県独自で実施していた5%の給与減額措置が平成25年3月31日をもって終了したためである。

今後も給与制度の総合的見直しを実施する等により、引き続き給与水準の適正化に努める。

(エ) 給与改定の状況 (平成27年4月1日現在)

a 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
H27 年度	円 380,270	円 378,427	円 1,843 (0.49%)	% 0.47	% 0.47	% 0.36

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイル方式により比較した平均給与月額である。

b 特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
H27 年度	月 4.19	月 4.10	月 0.09	月 0.10	月 4.20	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(オ) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

a 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均2%引下げ、1級の全号給及び2級の初号から12号給までは引下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における公民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。また、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の観点から5級及び6級にそれぞれ8号給の増設。

b 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準では、宇都宮市・大田原市・下野市・野木町6%、鹿沼市・小山市・栃木市・真岡市3%のところ、全県一律3.3%(制度完成時)を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は2.9%、給与改定後は平成27年4月に遡及し3.2%を支給。平成28年4月1日より3.3%を支給。

(参考)

区 分	平成26年度の支給割合		平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (平成28年4月1日)
			4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	宇都宮市 (旧河内町)	6% (3%)	6%	6%	6%
	大田原市	3%	4%	5%	6%
	野木町	3%	4%	5%	6%
	鹿沼市	3%	3%	3%	3%
	小山市	3%	3%	3%	3%
	下野市	0%	2%	4%	6%
	栃木市	0%	1%	2%	3%
	真岡市	0%	1%	2%	3%
栃木県の支給割合	県内一律	2.5%	2.9%	3.2%	3.3%

c その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(カ) 特記事項

- a 平成21年4月1日から平成28年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は20%、副知事は15%、常勤監査委員及び教育長は10%の減額措置を実施。
- b 平成23年4月30日から平成26年3月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施。
- c 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5%の減額措置を実施。
- d 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の要請を踏まえた減額措置の取組として、給料表及び職務の級ごとに、4.7%、7.7%、9.7%の減額措置を実施。

イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

a 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	43.3 歳	339,203 円	415,696 円	371,077 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
都道府県平均	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円

b 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
栃 木 県	52.0 歳	269 人	344,900 円	394,437 円	371,091 円	-	-	-	-
うち用務員	54.4 歳	84 人	349,400 円	395,677 円	374,179 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.98
うち電話交換手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うち自動車 運転手	52.8 歳	76 人	354,300 円	410,953 円	383,670 円	自家用乗用 自動車運転 者	49.2 歳	226,000 円	1.82
うちその他	49.7 歳	109 人	335,000 円	381,966 円	359,941 円	-	-	-	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	-	328,318 円	-	-	-	-
都道府県平均	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
栃 木 県	-	-	-
うち用務員	6,434,445 円	2,774,400 円	2.32
うち自動車運転手	6,648,277 円	2,765,400 円	2.40
うちその他	-	-	-

注1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成24年～平成26年の3ヶ年平均）

注2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

注3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された

年間賞与の額を加えた試算値である。

注4 技能労務職員の「その他」は、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業試験場等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

c 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.8 歳	384,220 円	439,012 円
都道府県平均	44.8 歳	381,390 円	443,257 円

d 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.4 歳	375,825 円	421,660 円
都道府県平均	43.3 歳	366,907 円	422,193 円

e 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	37.4 歳	317,478 円	415,313 円	345,082 円
国	41.2 歳	317,165 円	— 円	369,393 円
都道府県平均	38.6 歳	321,121 円	458,794 円	366,870 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国及び都道府県平均は、平成27年4月1日現在における値である。

(イ) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		栃木県	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	176,700 円
	高校卒	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	—
	中学卒	134,000 円	—
高等学校 教育職	大学卒	204,700 円	—
	高校卒	159,800 円	—
小・中学校 教育職	大学卒	204,700 円	—
	高校卒	159,800 円	—
警察職	大学卒	209,700 円	205,200 円
	高校卒	177,200 円	166,700 円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数5年	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	222,814 円	270,343 円	319,045 円	358,526 円	390,683 円	410,481 円
	高校卒	191,962 円	222,480 円	278,640 円	311,785 円	348,243 円	373,507 円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	283,650 円	315,700 円	341,486 円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	303,500 円	342,300 円
高等学校 教育職	大学卒	266,037 円	313,164 円	363,835 円	400,992 円	426,455 円	439,198 円
	高校卒	210,600 円	251,264 円	該当なし	307,736 円	373,152 円	380,605 円
小・中学校 教育職	大学卒	269,370 円	314,428 円	361,824 円	393,900 円	413,167 円	424,706 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
警 察 職	大学卒	253,265 円	293,822 円	343,320 円	386,761 円	401,136 円	415,757 円
	高校卒	224,557 円	263,053 円	303,297 円	359,080 円	390,374 円	406,210 円

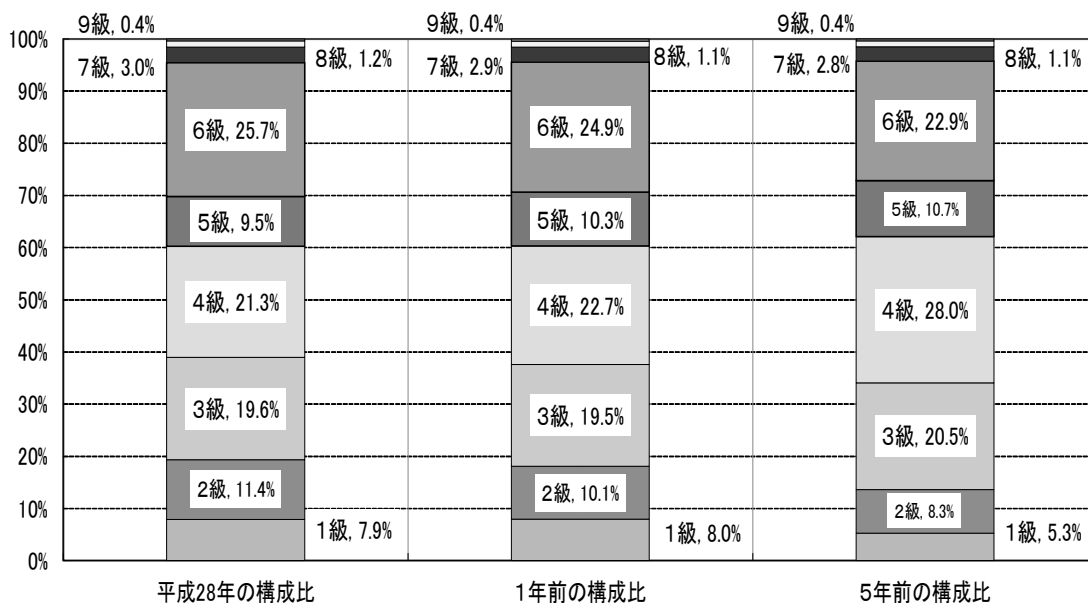
ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

(ア) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成28年 4月 1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	372 人	7.9 %	140,100	246,100
2 級	主事、技師	535 人	11.4 %	190,200	303,000
3 級	主任、主査	918 人	19.6 %	226,400	348,800
4 級	係長	1,000 人	21.3 %	259,900	379,800
5 級	副主幹	447 人	9.5 %	286,200	391,800
6 級	課長補佐、課長	1,203 人	25.7 %	317,000	409,000
7 級	課長	140 人	3.0 %	361,300	443,700
8 級	次長	55 人	1.2 %	406,900	467,400
9 級	部長	17 人	0.4 %	457,200	526,300

(注) 1 栃木県の職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(イ) 昇給への勤務成績の反映状況

a 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条（平成28年4月1日から第23条の2）の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

b 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にして、3段階（特に良好・良好・良好でない）の評価を行い、その結果に基づいて昇給区分（5号給以上・4号給・3号給以下）を決定した。

エ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

栃木県				国			
1人当たり平均支給額（H27年度）				—			
1,674 千円							
(H27年度支給割合)				(H27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.225 月分	0.75 月分		6月期	1.225 月分	0.75 月分	
	(0.65) 月分	(0.35) 月分			(0.65) 月分	(0.35) 月分	
12月期	1.375 月分	0.85 月分		12月期	1.375 月分	0.85 月分	
	(0.80) 月分	(0.40) 月分			(0.80) 月分	(0.40) 月分	
計	2.60 月分	1.60 月分		計	2.60 月分	1.60 月分	
	(1.45) 月分	(0.75) 月分			(1.45) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~20%				・役職加算 5%~20%			
・管理職加算 15%~22%				・管理職加算 10%~25%			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条（平成28年4月1日から第23条の2）の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果に基づき、勤務成績が極めて良好又は特に良好な特定幹部職員（※）について成績率の上乗せを行い、直近の勤務成績が良好であると認められない職員（基準日以前6箇月以内に懲戒処分を受けた職員含む。）については成績率を引き下げた。

なお、上記以外の職員については、一律の支給を行った。

※「特定幹部職員」・・・管理職手当の区分が1種から3種の職員

(イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

栃木県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置（2%~45%加算）			応募認定退職特例措置（2%~45%加算）		
1人当たり平均支給額（H27年度）					
教 育 職	201 千円	23,110 千円			
警 察 職	1,414 千円	22,271 千円			
上 記 以 外	845 千円	22,910 千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (H27年度決算)			3,698,814 千円
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)			141,262 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
宇都宮市	3.3 %	8,694 人	6.0 %
栃木市	3.3 %	1,819 人	3.0 %
鹿沼市	3.3 %	1,251 人	3.0 %
小山市	3.3 %	1,366 人	3.0 %
真岡市	3.3 %	1,034 人	3.0 %
大田原市	3.3 %	1,032 人	6.0 %
下野市	3.3 %	587 人	6.0 %
野木町	3.3 %	137 人	6.0 %
上記以外の県内市町村	3.3 %	7,780 人	0.0 %
東京都特別区	20.0 %	23 人	20.0 %
仙台市	6.0 %	1 人	6.0 %
横浜市	16.0 %	1 人	16.0 %
さいたま市	15.0 %	2 人	15.0 %
医師又は歯科医師	16.0 %	64 人	16.0 %
平均支給率	3.4 %	—	3.4 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.8 % (100.8 %)

- (注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていること等を踏まえ、勤務地域による格差は設けずに県内一律で支給することとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成28年 4月 1日現在)

a 支給実績等

支給実績 (H27年度決算)	1,552,976 千円
内訳 教育費	956,482 千円
警察費	403,413 千円
上記以外	193,081 千円
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)	100,947 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)	65.7 %
手当の種類 (H27年度手当数)	27
手当の種類 (H28年度手当数)	27

b 手当の内容

(a) 一般行政職 (技能労務職を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁(税務課等)又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	35,937千円	(月額) 750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	10千円	(月額) 330円 (ただし、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺作業に従事した場合) 660円
	衛生福祉大学校、県南高等看		37,574千円	(月額) 給料月額の 2.5%~10% 支給限度額 —



教務手当	護専門学院、県立産業技術専門校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	170千円	16,000円～31,500円 本務外 (1時間)300円 支給限度額 6,000円(1月)
	消防学校に勤務する職員		63千円	(日額)380円
	窯業技術支援センターに勤務する職員		35千円	(1時間)150円 支給限度額 6,000円(1月)
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	47千円	(日額)280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	10,404千円	(日額)750円 (夜間通報対応1回) 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課(航空担当)に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	2,337千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の移送業務	655千円	(日額) 450円～1,130円
廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	211千円	(日額) 280円～750円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	798千円	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産酪農研究センター等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	320千円	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	林業センター、農業試験場、畜産酪農研究センター等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	1,434千円	(日額) 230円～750円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	1千円	(日額)340円
夜間業務手当	岡本台病院、がんセンター又はとちぎリハビリテーションセンターに勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務	91,574千円	(勤務1回) 1,100円～6,800円 加算額 (勤務1回) 380円～1,140円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	4,622千円	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	6,680千円	(日額)750円
公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等における巡回監視又は応急作業等	31千円	(日額) 350円～800円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当	がんセンターに勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	32千円	(1体につき) 3,200円
福島原発敷地内等作業手当		職員が次の区域において作業に従事したとき 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	146千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～6,600円 ②屋内 660円～1,330円

大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	大田原土木事務所に勤務する職員	塩那道路の各基点から行程25キロメートル（供用開始区間を除く。）以上の運転業務	0千円	12月から翌年4月までの間 （日額）660円 上記以外 （日額）280円
土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員	夜間（日没時から日出時までの間をいう。）、早朝（午前8時30分前をいう。）又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪用の大型特殊自動車を操作する道路の除雪作業	0千円	（日額） 710円～940円

(b) 教育職（県立学校の事務職等を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員（通信教育の指導を本務とする職員を除く。）	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	0千円	1の業務に従事 （1時間）600円 2の業務に従事 （1点）70円 支給限度額 4,200円（1月）
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務	846千円	1及び2の業務に従事 （1時間）1,300円 支給限度額 41,600円（1月）
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん剤の撒布の実地指導又はその作業	6千円	（日額）230円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	1,897千円	（日額）290円
教員特殊業務手当	市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級のもの	次に掲げる業務（当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。） 1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 2 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 4 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	815,460千円	1の業務に従事 （日額） 7,500円～16,000円 2及び3の業務に従事 （日額）4,250円 4の業務に従事 （日額） 1,250円～3,750円
教育業務連絡指導手当	市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する主任等（教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。）	当該担当に係る業務	138,273千円	（日額）200円

(c) 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	支給単価
-------	----------	----------	-----------------	------

教務手当(再掲)	警察学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	206千円	(日額) 280円
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務	121,356千円	(日額) 560円
		2 交通取締用自動二輪車運転業務		
		3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	3,036千円	(日額) 460円
		4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	16,119千円	(日額) 420円
		5 被留置者看守及び管理業務	9,531千円	(日額) 260円
		6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務	5,758千円	(日額) 310円
		7 青少年補導業務	41千円	(日額) 280円
		8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務	10,381千円	(日額) 320円～560円
		9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	53,302千円	(日額) 340円
		10 運転免許路上試験業務	151千円	(日額) 280円
		11 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	0千円	(日額) 840円～1,680円
		12 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	327千円	(日額) 370円
		13 護衛等業務	776千円	(日額) 640円～1,150円
		14 山岳遭難者救助業務	17千円	(日額) 840円
		15 被疑者護送業務	7,313千円	(日額) 310～570円
		16 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	0千円	(日額) 250円～4,600円
		17 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	0千円	(日額) 820円～1,640円
		18 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	16,130千円	(日額) 560円～1,260円
		19 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	88,058千円	(勤務1回) 410円～1,100円
		20 死体取扱業務	42,339千円	(1件) 1,600円～3,200円
		21 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	4,297千円	(勤務1回) 1,240円
		22 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	146千円	(1件) 5,200円
		23 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	2千円	(1時間) 310円～1,500円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務に従事したとき	5,353千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間)

				1,900円～5,100円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等にに従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	0千円	(日額) 230円～750円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	死体解剖の補助業務	4,445千円	(一体) 3,200円
福島原発敷地内等作業手当(再掲)	警察職員	職員が次の区域において作業に従事したとき 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	14,329千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～6,600円 ②屋内 660円～1,330円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (H27年度決算)	4,273,250 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算) ※ (※=支給実績/H27年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	164 千円
支給実績 (H26年度決算)	4,102,727 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算) ※ (※=支給実績/H26年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	157 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				(H27年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	-	千円	円
	(1) 配偶者(月額) 13,000円 (2) 配偶者以外(月額) 6,500円 ※配偶者がいない場合 うち1人は11,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算			2,346,038	220,679
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	同じ	-	千円 1,163,258	円 266,009
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1)交通機関等利用職員  全額支給限度額	千円 3,179,399	円 130,319

	<p>(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等 を利用している場合一定の条件に合 えば、特別料金等の2分の1を支給</p> <p>(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額) 2,000円～55,470円</p> <p>(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場 利用の場合、利用料金の2分の1を 支給(月額3千円を限度)</p>		<p>1ヶ月当たり 55,000円</p> <p>(2) 交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ～31,600円</p> <p>(3) 交通機関等との併用 者 駐車場代支給なし</p>		
給料の特別 調整額(管 理職手当)	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給 支給額(月額) 43,000円～121,100円</p>	同じ	—	千円 1,349,918	円 681,089
初任給 調整手当	<p>医師、歯科医師もしくは看護師で採用 困難であると認められる職に採用され た職員又は特殊な専門的知識を必要と し、採用に特別な事情があると認めら れる職に採用された職員に支給</p> <p>医師又は歯科医師については採用の日 から35年以内、その他の職については 採用の日から5年以内の期間、それぞ れ採用の日から1年を経過することに 減額</p> <p>支給額(月額) (1)医師又は歯科医師 413,300円以内 (2)看護師 10,000円以内 (3)その他 2,500円以内</p>	異なる	<p>国の制度 (2)支給なし</p>	千円 332,876	円 1,664,380
単身赴任 手当	<p>事務所を異にする異動等に伴い、住居 を移転し、父母の疾病その他やむを得 ない事情により、同居していた配偶者 と別居することとなった職員に支給</p> <p>基礎額(月額) 30,000円 加算額(月額) 8,000円～70,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の 交通距離が100km以上である場合、距離 に応じて加算)</p>	同じ	—	千円 38,330	円 275,754
特地勤務 手当等	<p>生活の著しく不便な地に所在する事務 所(特地事務所)に勤務する職員に支 給</p> <p>支給額(月額) = 特地勤務手当基礎額×支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100</p>	同じ	—	千円 1,708	円 284,657
休日給	<p>休日等における正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた職員に、その 勤務した全時間に対して支給</p> <p>勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数</p>	異なる	<p>勤務1時間当たりの給与 額の算定が異なる。本県 では給与額に、初任給調 整手当、給料の月額に対 する地域手当、月額の特 殊勤務手当並びに給料の 月額に対する特地勤務手 当等、へき地手当等及び 農林漁業普及指導手当を 含める。</p>	千円 729,447	円 175,348
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した職 員に、その勤務した全時間に対して支 給</p> <p>勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数</p>			千円 277,161	円 137,481
宿日直 手当	<p>宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 に勤務回数に応じて支給</p> <p>(1) 一般の宿日直 4,300円 (2) 福祉施設等における管理監督 7,200円 (3) 試験場等における飼養管理 6,800円 (4) 研修施設等における当直 6,200円</p>	同じ	—	千円 676,253	円 217,725

	(5) 医師、歯科医師 20,000円				
管理職員 特別勤務 手当	(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	-	千円 27,837	円 267,663
	(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 2,000円～6,000円				
寒冷地 手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地域及び職員の世帯区分に応じて支給 (11月から翌年3月までの5ヶ月間)	同じ	-	千円 31,292	円 58,913
	(1) 世帯主である職員 ①扶養親族あり (月額) 17,800円 ②扶養親族なし (月額) 10,200円				
	(2) その他の職員 (月額) 7,360円				
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給	/	/	千円 54,726	円 339,915
	普及指導員等 (管理職員を除く。) (月額) = 給料月額 × 8%				
へき地 手当等	へき地学校及びこれに準ずる学校に勤務する職員に支給	/	/	千円 42,670	円 171,365
	支給額(月額) = 〔給料(教職調整額を含む。) + 扶養手当〕 × 支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準ずる学校 4%				
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	/	/	千円 69,489	円 345,719
	(月額) 22,000円～32,000円				
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教育職員に支給	/	/	千円 148,632	円 336,271
	(月額) 22,000円～32,000円				
義務教育 等教員 特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	/	/	千円 1,003,799	円 65,621
	(月額) 8,000円の範囲内の額				

オ 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知事	1,032,000 円 ( 1,290,000 円)
	副知事	858,500 円 ( 1,010,000 円)
報	議長	990,000 円

酬	副議長	900,000 円	
	議員	830,000 円	
期末手当	知事 副知事	(H27年度支給割合)	3.15 月分
	議長 副議長 議員	(H27年度支給割合)	3.15 月分
退職手当	知事	(算定方式) 129万円×在職月数×0.6	(1期の手当額) 37,152千円 (支給時期) 任期ごと
	副知事	101万円×在職月数×0.45	21,816千円 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

カ 職員数の状況

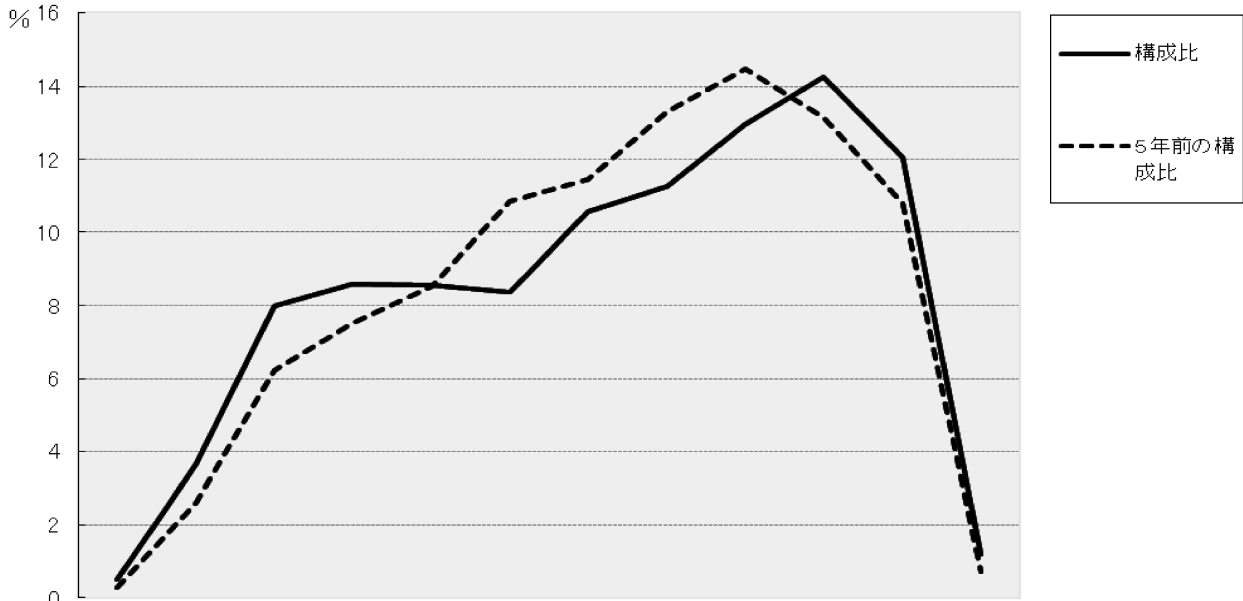
(ア) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	38	38	0	
		総務	564	560	△ 4	業務見直し
		税務	299	298	△ 1	業務見直し
		民生	411	408	△ 3	業務見直し
		衛生	666	669	3	業務増
		労働	119	123	4	業務増
		農林水産	1,074	1,055	△ 19	業務見直し
		商工	222	222	0	
		土木	919	924	5	業務増
		計	4,312	4,297	△ 15	(参考：人口10万人当たり職員数 214.97 人)
	教育部門	15,264	15,148	△ 116	児童・生徒数減	
	警察部門	3,791	3,813	22	地方警察官増員	
	小計	23,367	23,258	△ 109	(参考：人口10万人当たり職員数 1,163.56 人)	
公営企業等会計部門	病院	697	401	△ 296	がんセンター独立行政法人化	
	水道	27	27	0		
	下水道	22	23	1	業務増	
	その他	83	82	△ 1	業務見直し	
	小計	829	533	△ 296		
合計		24,196 [27,386]	23,791 [26,997]	△ 405	(参考：人口10万人当たり職員数 1,190.23 人)	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 教育部門には、教育長を含まない。

(イ) 年齢別職員構成の状況 (平成28年 4月 1日現在)



20歳未満 | 20歳23歳 | 24歳27歳 | 28歳31歳 | 32歳35歳 | 36歳39歳 | 40歳43歳 | 44歳47歳 | 48歳51歳 | 52歳55歳 | 56歳59歳 | 60歳以上

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	116人	869人	1,906人	2,044人	2,040人	1,991人	2,513人	2,678人	3,087人	3,398人	2,868人	281人	23,791人

(ウ) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,518	4,456	4,406	4,328	4,312	4,297	△ 221 ( 95.1% )
教育	15,606	15,475	15,371	15,353	15,264	15,148	△ 458 ( 97.1% )
警察	3,727	3,731	3,746	3,743	3,791	3,813	86 ( 102.3% )
普通会計 計	23,851	23,662	23,523	23,424	23,367	23,258	△ 593 ( 97.5% )
公営企業等会計	807	832	835	831	829	533	△ 274 ( 66.0% )
総合計	24,658	24,494	24,358	24,255	24,196	23,791	△ 867 ( 96.5% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育部門には教育長を含まない。)

キ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
H27	千円	千円	千円	%	%



年度	1,781,796	125,355	464,300	26.1	22.1
----	-----------	---------	---------	------	------

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,652千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27 年度	人 46	千円 193,359	千円 48,596	千円 79,018	千円 320,973	千円 6,978	千円 6,907

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成26年度の値である。

(b) 特記事項 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、(2)ア(カ) dの内容と同一である。  
 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	44.7歳	373,876 円	581,473 円
団体平均	44.8歳	372,929 円	583,245 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額は、平成27年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成27年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県				栃木県(一般行政職)			
1人当たり平均支給額 (H27年度)				1人当たり平均支給額 (H27年度)			
1,718 千円				1,674 千円			
(H27年度支給割合)				(H27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~22%				・管理職加算 15~22%			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成28年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (H27年度)			1人当たり平均支給額 (H27年度)		
— 千円 10,427 千円			845 千円 22,910 千円		

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支

給された平均額である。

(c) 地域手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (H27年度決算)	6,539 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)	142,145 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	3.3 %	46 人	3.3 %

(d) 特殊勤務手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (H27年度決算)	2,210 千円			
支給職員 1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)	56,664 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)	84.8 %			
手当の種類 (H28年度手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	左記職員に対する 支給単価
発電施設管理 業務手当	出先機関に勤務する職員	発電施設の運転、巡視、点検、ダムの操作等	2,190 千円	1日500円 ～1,000円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	8 千円	1日280円
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	11 千円	1日750円

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (H27年度決算)	9,409 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)	235 千円
支給実績 (H26年度決算)	12,368 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)	309 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の 4月 1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成28年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,501千円	750,222円
扶養手当				6,482千円	202,547円
住居手当				2,175千円	271,875円
通勤手当				14,029千円	311,757円
宿日直手当				2,653千円	132,660円
寒冷地手当				598千円	74,750円

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H27 年度	1,475,151	512,036	280,056	19.0	18.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27 年度	人 27	千円 125,185	千円 25,535	千円 51,603	千円 202,323	千円 7,493	千円 7,024

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成26年度の値である。

(b) 特記事項 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、(2)ア(カ)dの内容と同一である。  
 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	47.9歳	409,286 円	624,452 円
団体平均	44.9歳	373,439 円	583,783 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額は、平成27年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成27年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県				栃木県(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(H27年度)				1人当たり平均支給額(H27年度)			
1,911 千円				1,674 千円			
(H27年度支給割合)				(H27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.60 月分		2.60 月分		1.60 月分	
(1.45) 月分		(0.75) 月分		(1.45) 月分		(0.75) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~22%				・管理職加算 15~22%			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成28年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(H27年度)			1人当たり平均支給額(H27年度)		
— 千円 5,105 千円			845 千円 22,910 千円		

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績 (H27年度決算)		4,231 千円	
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)		156,720 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	3.3 %	27 人	3.3 %

## (d) 特殊勤務手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (H27年度決算)		872 千円	
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)		51,265 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)		63.0 %	
手当の種類 (H28年度手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算
水道施設管理 業務手当	出先機関に勤務する 職員	水道施設の巡視、点検、水質 検査等	872 千円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	0 千円
			左記職員に対す る支給単価
			1日500円 ～750円
			1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (H27年度決算)	5,376 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)	244 千円
支給実績 (H26年度決算)	5,601 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H26年度決算)	244 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員 1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の 4月 1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (f) その他の手当 (平成28年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員 1人当 たり平均支給年額 (H27年度決算)
給料の特別調整 額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	3,862千円	772,409円
扶養手当				3,192千円	245,538円
住居手当				558千円	279,000円
通勤手当				6,758千円	250,279円
寒冷地手当				686千円	68,580円

## (ウ) 工業用水道事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
H27 年度	千円 490,958	千円 165,361	千円 51,185	% 10.4	% 8.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27 年度	人 6	千円 23,588	千円 4,689	千円 9,539	千円 37,816	千円 6,303	千円 6,648

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年 3月 31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成26年度の値である。

(b) 特記事項 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、(2)ア(カ) dの内容と同一である。  
平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	42.3歳	345,778 円	525,223 円
団体平均	45.4歳	361,236 円	552,664 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額は、平成27年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、平成27年4月1日現在における値である。  
3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(H27年度) 1,590 千円		1人当たり平均支給額(H27年度) 1,674 千円	
(H27年度支給割合)		(H27年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成28年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(H27年度) — 千円			1人当たり平均支給額(H27年度) 845 千円		
			22,910 千円		

(注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)		772 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)		128,655 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町村	3.3 %	6 人	3.3 %

(d) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績 (H27年度決算)		100 千円		
支給職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)		33,417 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)		50.0 %		
手当の種類 (H28年度手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理 業務手当	出先機関に勤務する 職員	工業用水道施設の巡視、点検 等	100 千円	1日500円 ～750円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	0 千円	1日280円

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (H27年度決算)	876 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H27年度決算)	146 千円
支給実績 (H26年度決算)	1,183 千円
職員 1人あたり平均支給年額 (H26年度決算)	197 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員 1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成28年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員 1人当 り平均支給年額 (H27年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	536千円	268,000円
住居手当				830千円	276,800円
通勤手当				1,574千円	262,407円

(エ) 用地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H27 年度	2,965,660	193,717	74,361	2.5	0.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費45,528千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H27 年度	11	48,960	13,162	20,407	82,529	7,503	7,437

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年 3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均 1人あたり給与費は、平成26年度の値である。

(b) 特記事項 平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、(2)ア (カ) dの内容と同一である。

平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日までの間、給料月額を 5%減額した。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年 4月 1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.5歳	400,637 円	625,226 円
団体平均	45.9歳	393,317 円	620,600 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額は、平成27年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成27年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H27年度)		1人当たり平均支給額 (H27年度)	
1,855 千円		1,674 千円	
(H26年度支給割合)		(H27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~22%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成28年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (H27年度)			1人当たり平均支給額 (H27年度)		
— 千円 1,230 千円			845 千円 22,910 千円		

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績 (H27年度決算)		2,255 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)		205,042 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町村	3.3 %	11 人	3.3 %

(d) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績 (H27年度決算)		26 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)		4,375 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)		50.0 %		
手当の種類 (H28年度手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算	左記職員に対する 支給単価

用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	26千円	1日750円
危険手当		坑内作業、高圧接近作業等	0千円	1日280円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (H27年度決算)	4,138千円
職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)	460千円
支給実績 (H26年度決算)	4,485千円
職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)	449千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (f) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
給料の特別調整額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,645千円	822,618円
扶養手当				1,669千円	185,389円
住居手当				324千円	324,000円
通勤手当				3,105千円	282,237円

## (オ) 施設管理事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H27年度	435,429	14,813	176,382	40.5	43.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H27年度	14	62,905	16,256	27,175	106,336	7,595	6,993

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成26年度の値である。

(b) 特記事項 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、(2)ア(カ)dの内容と同一である。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.9歳	397,659円	632,948円
団体平均	42.5歳	373,691円	583,480円
事業者	—歳	—	—円

(注) 1 平均月収額は、平成27年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、平成27年4月1日現在における値である。

3 「—」としたものは、データがないことを示している。



c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H27年度)		1人当たり平均支給額 (H27年度)	
1,941 千円		1,641 千円	
(H27年度支給割合)		(H27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~22%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成28年4月1日現在)

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(H27年度)			1人当たり平均支給額(H27年度)		
- 千円 5,660 千円			845 千円 22,910 千円		

(注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)		2,198 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)		157,010 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町村	3.3 %	14 人	3.3 %

(d) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(H27年度)		- %	
手当の種類(H28年度手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H27年度決算
危険手当	全職員	坑内作業、高圧接近作業等	0 千円
			左記職員に対する支給単価
			1日280円

(e) 時間外勤務手当

支給実績(H27年度決算)	4,871 千円
職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)	487 千円
支給実績(H26年度決算)	4,735 千円
職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)	473 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
給料の特別調整額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,086千円	1,021,557円
扶養手当				1,704千円	243,429円
住居手当				972千円	324,000円
通勤手当				2,424千円	173,176円

(3) 職員の勤務時間、勤務条件等の状況

ア 勤務時間（平成28年4月1日現在）

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき一週間当たり38時間45分としており、知事部局に勤務する職員は、一般的に午前8時30分から午後5時15分までとなっている。

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

イ 休暇（平成28年4月1日現在）

区 分	期 間
年次休暇	一の年度において20日
傷病休暇	公務上の傷病又は結核性疾患によるものは1年、その他の傷病によるものは90日（人事委員会規則で定める傷病によるものにあつては180日）を限度
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、その都度必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の機関の業務に従事する場合に、一の年度において30日

(4) 職員の休業の状況

ア 自己啓発等休業の状況

(ア) 自己啓発等休業の取得状況（平成27年度）

区 分		取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
一般部門	男性職員			
	女性職員	1		1
教育部門	男性職員			
	女性職員	1	1	
警察部門	男性職員			

	女性職員			
合 計	男性職員			
	女性職員	1	1	
		1		1

※ 自己啓発等休業は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加するために休業をすることができる制度。給与（給料及び諸手当。以下同じ。）は、自己啓発等休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成27年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続いている職員の数

(イ) 自己啓発等休業の承認期間の状況（平成27年度の新規取得者）

区 分		自己啓発等 休業 取得者数	承認期間		
			1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員				
教育部門	男性職員				
	女性職員				1
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員				1

イ 配偶者同行休業の状況

(ア) 配偶者同行休業の取得状況（平成27年度）

区 分		取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
			外国での 勤務	個人が 業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
一般部門	男性職員					
	女性職員					
教育部門	男性職員					
	女性職員	2	2			
警察部門	男性職員					
	女性職員					
合 計	男性職員					
	女性職員	2	2			

※ 配偶者同行休業は、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業をすることができる制度。給与は、配偶者同行休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成27年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続いている職員の数

(イ) 配偶者同行休業の承認期間の状況（平成27年度の新規取得者）

区 分		配偶者同行 休業 取得者数	承認期間		
			1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員				
教育部門	男性職員				
	女性職員	2	1		1
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員	2	1		1

ウ 育児休業等の状況

(ア) 育児休業等の取得状況（平成27年度）

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業 うち育児休業 うち部分休業 うち育児短時間 対象者数) 取得者数 取得者数 勤務取得者数			
					対象者数	取得者数	取得者数	勤務取得者数
一般部門	男性職員	8			111	7		
	女性職員	77	16	2	77	77		
		98	14	1				
教育部門	男性職員	5			133			
	女性職員	286	12	3	274	274		
		376	12					
警察部門	男性職員	1			171			
	女性職員	32	3		32	32		
		45	5					
合 計	男性職員	14			415	7		
	女性職員	395	31	5	383	383		
		519	31	1				

※1 育児休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地公育休法」という。）第2条の規定に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで休業をすることができる制度。給与は、育児休業の期間中は支給されない。

※2 部分休業は、地公育休法第19条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。給与は、勤務しない時間に応じて減額される。

※3 育児短時間勤務は、地公育休法第10条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、一週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。給与は、勤務

時間に応じた支給割合で支給される。

※4 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者」の欄の上段は、平成27年度の新規に取得した職員の、下段にはそれぞれの期間が前年度から引き続いている職員の数

(イ) 育児休業の承認期間の状況（平成27年度の新規取得者）

区 分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	男性職員	8	8				
	女性職員	77	4	25	26	11	5
教育部門	男性職員	5	3	2			
	女性職員	286	2	29	83	61	54
警察部門	男性職員	1					1
	女性職員	32		3	6	5	7
合 計	男性職員	14	11	2			1
	女性職員	395	6	57	115	77	66

エ 大学院修学休業の状況

(ア) 大学院修学休業の取得状況（平成27年度）

区 分		取得者数
教育部門	男性職員	1
	女性職員	2

※ 大学院修学休業は、教育公務員特例法（昭和24年1月12日法律第1号）第26条の規定に基づき、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するために休業をすることができる制度。給与は、大学院修学休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成27年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続いている職員の数

(イ) 大学院修学休業の承認期間の状況（平成27年度の新規取得者）

区 分	大学院修学休業取得者数	承認期間		
		1年	2年	3年
教育部門	男性職員	1		1
	女性職員	2		2

(5) 職員の分限及び懲戒の状況

ア 分限処分件数（平成27年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	一般部門				
	教育部門				

	警察部門				
	小 計				
心身の故障の場合	一般部門			66	66
	教育部門			270	270
	警察部門			24	24
	小 計			360	360
職に必要な適格性を欠く場合	一般部門				
	教育部門		1		1
	警察部門				
	小 計		1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般部門				
	教育部門				
	警察部門				
	小 計				
刑事事件に関し起訴された場合	一般部門				
	教育部門				
	警察部門				
	小 計				
災害により生死不明になった等 条例で定める事由による場合	一般部門				
	教育部門				
	警察部門				
	小 計				
合 計	一般部門			66	66
	教育部門		1	270	271
	警察部門			24	24
	小 計		1	360	361

- ※ 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職、休職又は降格の処分をすること。
- ※ 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、重複して計上している。

イ 懲戒処分者数（平成27年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
一般服務違反関係	一般部門		1	1		2
	教育部門	2	1			3
	警察部門					

	小 計	2	2	1		5
一般非行関係	一般部門					
	教育部門		1		1	2
	警察部門				1	1
	小 計		1		2	3
収賄等関係	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
道路交通法違反	一般部門					
	教育部門			1	1	2
	警察部門					
	小 計			1	1	2
管理監督責任	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
合 計	一般部門		1	1		2
	教育部門	2	2	1	2	7
	警察部門				1	1
	小 計	2	3	2	3	10

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

(6) 職員のサービスの状況

ア 年次休暇の取得状況

区 分	平均取得日数		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般部門	10.6	10.6	10.9
教育部門	12.6	12.6	12.2
警察部門	8.6	10.0	12.4

※ 教育部門の対象から小中学校の職員は除く。

イ 介護休暇の状況

(ア) 介護休暇の取得状況 (平成27年度)

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 ( 職 員 と の 続 柄 別 )				
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	その他
一般部門	男性職員					
	女性職員					
教育部門	男性職員	1		1		
	女性職員	6		4	2	

警察部門	男性職員					
	女性職員					
合 計	男性職員	1		1		
	女性職員	6		4	2	

(イ) 介護休暇の承認期間の状況 (平成27年度)

区 分	介護休暇 取得者数	介 護 休 暇 の 期 間					
		1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
一般部門	男性職員						
	女性職員						
教育部門	男性職員	1					1
	女性職員	6	2	1	1		2
警察部門	男性職員						
	女性職員						
合 計	男性職員	1					1
	女性職員	6	2	1	1		2

(7) 職員の退職管理の状況 (平成28年 6月30日現在)

区 分	概 要										
一般職員	<p>ア 再就職者による依頼等の規制 地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成28年4月1日施行)、離職前5年間より前に、本庁等で給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。</p> <p>イ 再就職情報の届出 地方公務員法第38条の6第2項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が4種以上の職に就いていた元職員について、離職後2年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。</p> <p>平成28年度における届出の受理状況は次のとおり。 ・再就職情報の届出対象となる者のうち平成28年6月30日までに再就職情報の届出のあった者 87名 (内訳)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>再就職先</td> <td>地方三公社</td> <td>非営利法人</td> <td>営利法人</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>届出者数</td> <td>7名</td> <td>61名</td> <td>14名</td> <td>5名</td> </tr> </table> <p>※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。</p>	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	7名	61名	14名	5名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	7名	61名	14名	5名							
教育職員	<p>ア 再就職者による依頼等の規制 地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成28年4月1日施行)、離職前5年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。</p> <p>イ 再就職情報の届出 地方公務員法第38条の6第2項の規定等に基づき、県立学校の校長の職に就いていた元職</p>										



員について、離職後2年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。

平成28年度における届出の受理状況は次のとおり。

- ・再就職情報の届出対象となる者のうち平成28年6月30日までに再就職情報の届出のあった者 11名  
(内訳)

再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他
届出者数	名	11名	名	名

※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。

警察職員

ア 再就職者による依頼等の規制

地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成28年4月1日施行)、離職前5年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。

イ 再就職情報の届出

地方公務員法第38条の6第2項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が4種以上の職に就いていた元職員について、離職後2年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。

再就職情報届出対象者から順次届出を受理予定。

(8) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 職員研修の状況(平成27年度)

区分	概要	受講者数
一般職員	<p>職場に人材育成の風土を醸成し、多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、職員の能力を向上させるとともに、職員が主体的にその能力を高めようとする意欲の増進を図るため、職員研修を実施している。</p> <p>【主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昇任前に、目指す階層の能力を開発する「能力開発研修」を実施している。</li> <li>② 能力開発研修における「選択研修」は、職員と所属長の話し合いによって、個人と職場のニーズとの整合性を考慮して選定している。</li> <li>③ 人事評価に携わる職員のスキル向上等のため所属長等を対象とした評価者研修や、女性職員の活躍推進を図るため女性職員能力開発研修を、重点研修として実施している。</li> <li>④ 高度で専門的な知識を有する民間研修機関に、研修の実施について委託している。</li> </ul>	延2,083人
教育職員	<p>教員の資質能力の向上を図り、更にリーダーシップを持った視野の広い教員を育成するため、様々な教員研修を実施している。</p> <p>【主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合教育センターにおいて、初任者研修や10年目研修等の基本研修や、教員としての専門性を高めるための専門研修を実施している。</li> <li>② 集団の中での人間関係づくりや、組織の中でのリーダーシップや経営能力の育成を目的とした社会体験研修を実施している。</li> <li>③ 大学や研究機関等に留学することで、教員として必要な知識や技術を習</li> </ul>	延24,149人

	得させ、その資質の向上と指導力の充実かん養を図ることを目的に内地留学や大学院派遣を実施している。	
警察職員	<p>警察職員には、適正・妥当な職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。そのため、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教養・訓練の充実強化を図っている。</p> <p>【主なポイント】</p> <p>① 採用時教養においては、新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</p> <p>② 昇任時教養においては、上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</p> <p>③ 専門的教養においては、特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</p>	延 930人

## イ 人事評価の状況（平成28年 4月 1日現在）

区 分	概 要
一般職員	<p>職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るために、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価する「人事評価システム」を平成24年10月 1日から実施している。（平成17年度から試行）</p> <p>【主なポイント】</p> <p>① 「能力・姿勢」及び「業績」を評価対象としている。</p> <p>② 評価の透明性を図るため、「評価基準を職員に公開」とともに、「希望者に対して評価結果を開示」している。</p> <p>③ 評価の公正性・客観性を高めるため、「複数評価」や「意見聴取者の設置」等の仕組みを実施している。</p> <p>④ 評価の納得性・説得性を高めるため、「自己評価」や所属長面談等による「評価結果のフィードバック」を実施している。</p> <p>⑤ 人事評価システムの公平性、透明性、信頼性を高め、職員の疑問や不満等の解消を図るため、「苦情相談制度」を整備している。</p> <p>⑥ 評価結果を「職員の昇任、給与（昇給・勤勉手当）へ反映」させている。</p>
教育職員	<p>&lt;教職員評価制度について&gt;</p> <p>教職員評価制度は、「栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成21年3月27日教育委員会規則第2号）及び「栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成21年3月27日教育委員会規則第3号）に基づいて実施されている。</p> <p>平成15年度から3年間にわたり、文部科学省の委嘱を受け、有識者からなる「教員の評価に関する調査研究会議」で評価システムの内容や方法の検討、また、平成17年度には、小・中・県立学校 9校での試行を行い、平成18年度には全校試行を実施し、新たな教職員評価システムを構築し、平成19年度からは、管理職も含め全校試行を実施した。その後、一般教職員については平成21年度から、管理職については平成22年度から本格実施とした。</p> <p>また、検討委員会において、本格実施に伴い新たに発生した課題等への対応や、より精度の高い評価を目指した評価内容と方法の改善に向けて検討していく。</p> <p>【教職員評価システム構築の基本コンセプト】</p> <p>① 教職員一人ひとりの資質・能力や勤務意欲の向上に役立つシステム</p> <p>② 評価の客観性・信頼性の確保されたシステム（双方向性・複数評価者）</p> <p>③ 教職員のキャリア段階ごとの行動規準により、本県の目指す教師像の育成を図れる</p>

	システム ④ 従来の様々な評価を統合し、評価の結果を人事・処遇・研修等に適正に反映できるシステム
警察職員	職員の能力の向上、主体的な業務の取組を促し組織力の向上及び組織の活性化を図るため、職員が職務を遂行した実績並びに執務に関連して見られた能力及び適性を公正に評定する「勤務評定制度」を実施しているが、平成28年度中に改正地方公務員法の主旨に則った「人事評価制度」に移行する予定である。

(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 福利厚生計画の状況（平成27年度）

栃木県では、地方公務員法の規定に基づき、一般職員、教育職員及び警察職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に推進するため、県及び共済組合が福利厚生事業を実施している。

下の表は福利厚生事業の体系ごとの実績額を表したものである。実績額には、県で直接行っている福利厚生事業、共済組合で行っている健康管理事業及び厚生事業の費用を含んでいる。

(単位：千円)

区分	体系	施策項目	事業項目	実績額
一般部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布 ・図書貸出等による啓発	740
		2 研修の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・年金相談 ・退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・安全衛生委員会の運営 ・産業医の配置等 ・喫煙対策の推進	171,836
		2 健康診断の実施	・各種健康診断の実施	
		3 健康相談等の充実	・各種健康相談等 ・メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・健康教室等の実施 ・生活習慣改善指導事業の実施 ・健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 スポーツ・レクリエーションの実施	・スポーツ関連施策の実施 ・レクリエーション関連施策の実施 ・福利厚生協議会嘱託員等の設置	13,366
		2 文化教養事業の実施	・芸術鑑賞、各種教室等の開催	
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・職員会館の利用助成 ・職員会館等の管理運営 ・職員住宅の管理運営 ・職員駐車場の管理	40,882
		2 厚生施策の充実	・財産形成貯蓄制度の活用促進	
		3 新たな厚生制度の調査研究		
	合計			

(単位：千円)

区分	体系	施策項目	事業項目	実績額
	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布	284
		2 講座の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・年金相談 ・退職予定者説明会の開催	

教育 部 門	2 健康づくりの支援	1 安全衛生管理体制の充実	・安全衛生委員会の運営 ・産業医の配置、衛生管理者の確保等	342, 114
		2 健康管理体制の充実	・各種健康診断の充実	
		3 健康づくりの場の確保	・体験型事業、在宅介護及び育児支援講座等の実施	
		4 健康相談等の充実	・健康相談の実施 ・メンタルヘルス対策の充実	
		5 厚生施設の充実	・宿泊施設の整備充実 ・保養施設等の利用助成	
	3 生きがいくりの支援	1 生涯学習機会の確保	・文化講演会等の実施	6, 075
		2 余暇活動の充実促進	・リフレッシュ利用助成事業等の実施	
	4 豊かな生活の支援	1 生活基盤の安定	・各種給付事業の実施 ・各種貸付制度の充実 ・教職員住宅の運営管理	
		2 経済生活の安定	・経済生活に関する講演の実施 ・財産形成貯蓄制度の活用促進	
	合 計			
警 察 部 門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ガイドブックの配布	1, 048
		2 研修の実施	・ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・生活・財務・保険相談 ・退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・健康管理委員会の運営 ・健康管理医の配置、衛生管理者の確保等	106, 916
		2 健康診断及び診療の充実	・各種健康診断の充実 ・診療業務の充実	
		3 健康相談等の充実	・各種健康相談、保健指導の充実 ・メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・健康教室等の実施 ・生活習慣改善指導事業の実施 ・健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 文化教養事業の実施	・職員と家族の文化祭の実施	469
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・共済施設の管理運営 ・職員住宅の管理運営	9, 230
		2 厚生施策の充実	・各種給付事業の実施 ・各種貸付制度の充実 ・財産形成貯蓄制度の活用促進	
3 新たな厚生制度の調査研究				
合 計				117, 663

イ 公務災害・通勤災害認定件数（平成27年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
一般部門	9	6	15
教育部門	66		66
警察部門	41	1	42
合 計	116	7	123

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験実施状況(平成27年度)

( )内の数字は女性の内数

試験区分	職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
大 学 卒 業 程 度	行 政	(217) 663	(166) 507	(55) 205	(48) 184	(30) 73	6.9
	薬剤師	(8) 12	(8) 12	(7) 10	(6) 8	(4) 5	2.4
	化 学	(13) 48	(10) 32	(2) 9	(2) 9	(2) 4	8.0
	農 業	(34) 69	(30) 58	(18) 34	(15) 28	(7) 12	4.8
	畜 産	(9) 17	(7) 15	(3) 5	(3) 5	(1) 2	7.5
	林 業	(6) 21	(5) 17	(2) 7	(2) 6	(2) 5	3.4
	総合土木	(11) 80	(9) 60	(5) 36	(4) 31	(3) 26	2.3
	建 築	(10) 24	(7) 18	(3) 8	(2) 4	(2) 3	6.0
	電 気	(1) 26	(1) 19	(1) 12	(0) 9	(0) 4	4.8
	機 械	(1) 15	(0) 10	(0) 6	(0) 3	(0) 3	3.3
	心 理	(13) 19	(10) 16	(5) 8	(5) 8	(2) 2	8.0
	警察行政	(40) 71	(34) 57	(10) 15	(10) 15	(4) 5	11.4
	小 計	(363) 1,065	(287) 821	(111) 355	(97) 310	(57) 144	5.7
	小中学校事務	(177) 334	(134) 261	(25) 62	(22) 57	(15) 20	13.1
	合 計	(540) 1,399	(421) 1,082	(136) 417	(119) 367	(72) 164	6.6
高 校 卒 業 程 度	行 政	(32) 81	(31) 76	(3) 14	(3) 13	(2) 5	15.2
	警察行政	(19) 35	(18) 30	(5) 7	(5) 7	(2) 2	15.0
	小 計	(51) 116	(49) 106	(8) 21	(8) 20	(4) 7	15.1
	小中学校事務	(33) 61	(33) 56	(6) 13	(6) 13	(3) 7	8.0
	合 計	(84) 177	(82) 162	(14) 34	(14) 33	(7) 14	11.6
資 格 ・ 免 許 職	保健師	(17) 21	(14) 18	(6) 8	(6) 8	(4) 4	4.5
	臨床検査技師	(13) 18	(11) 16	(4) 5	(3) 4	(1) 1	16.0
	理学療法士	(4) 5	(4) 5	(4) 5	(4) 5	(2) 2	2.5
	管理栄養士	(30) 31	(28) 29	(4) 4	(4) 4	(1) 1	29.0
	栄養士	(46) 47	(39) 40	(5) 5	(5) 5	(1) 1	40.0
	司 書	(33) 41	(29) 34	(4) 4	(4) 4	(1) 1	34.0
	合 計	(143) 163	(125) 142	(27) 31	(26) 30	(10) 10	14.2
社 会 人 対 象	総合土木	(2) 17	(1) 12	(0) 6	(0) 6	(0) 4	3.0
	建 築	(0) 2	(0) 2	(0) 1	(0) 1	(0) 1	2.0
	合 計	(2) 19	(1) 14	(0) 7	(0) 7	(0) 5	2.8

( )内の数字は女性の内数

試験区分	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
------	-------------	-------------	----------------------	----------------------	--------------------	------------

警 察 官	大卒者（男性） （第1回）	478	348	301	239	98	3.6
	大卒者（女性） （第1回）	(108) 108	(76) 76	(68) 68	(52) 52	(21) 21	3.6
	大卒者（男性） （第2回）	196	104	88	70	20	5.2
	大卒者（女性） （第2回）	(47) 47	(22) 22	(14) 14	(11) 11	(6) 6	3.7
	小 計	(155) 829	(98) 550	(82) 471	(63) 372	(27) 145	3.8
	高卒者等（男性） （第1回） （10月採用）	394	237	107	82	21	11.3
	高卒者等（女性） （第1回）	(115) 115	(60) 60	(25) 25	(15) 15	(4) 4	15.0
	高卒者等（男性） （第2回）	478	193	170	151	58	3.3
	高卒者等（女性） （第2回）	(158) 158	(51) 51	(46) 46	(37) 37	(20) 20	2.6
	小 計	(273) 1,145	(111) 541	(71) 348	(52) 285	(24) 103	5.3
	特別区分 （柔道）	2	2	2	2	1	2.0
	特別区分 （剣道）	3	2	2	2	2	1.0
	特別区分 （国際捜査官）	(0) 0	—	—	—	—	—
	特別区分 （サイバー 犯罪捜査官）	(0) 7	(0) 5	(0) 5	(0) 4	(0) 1	5.0
	小 計	(0) 12	(0) 9	(0) 9	(0) 8	(0) 4	2.3
	合 計	(428) 1,986	(209) 1,100	(153) 828	(115) 665	(51) 252	4.4

イ 選考考査実施状況（平成27年度）

（ア）試験による選考

（ ）内の数字は女性の内数

職 種	申込者数 （人）	受験者数 （人）	第 1 次 合格者数 （人）	第 2 次 受験者数 （人）	最 終 合格者数 （人）	競争率 （倍）
精 神 保 健 福 祉 士	(3) 4	(3) 4	(1) 1	(1) 1	(1) 1	4.0
職 業 訓 練 指 導 員	(0) 0	—	—	—	—	—

獣 医 師	(3)	4	(3)	4	(3)	4	(3)	4	(3)	4	1.0	
犯罪鑑識技術者 (化学)	(8)	18	(4)	12	(0)	5	(0)	4	(0)	0	—	
犯罪鑑識技術者 (心理)	(13)	23	(9)	16	(4)	5	(3)	4	(1)	1	16.0	
歯科衛生士	(13)	13	(11)	11	(5)	5	(5)	5	(1)	1	11.0	
学 芸 員 (版画)	(27)	28	(17)	17	(5)	5	(5)	5	(1)	1	17.0	
航空整備士 (回転翼航空機)	(0)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
博物館資料専門員 (無脊椎動物(昆虫を除く))	(1)	13	(1)	13	(0)	5	(0)	5	(0)	1	13.0	
獣 医 師 (2回目)	(5)	16	(3)	12	/		/		(2)	4	3.0	
身体障害者 対象	行 政	(5)	15	(4)	12	(3)	11	(3)	9	(1)	5	2.4
	警 察 行 政	(1)	2	(1)	2	(1)	2	(1)	2	(0)	1	2.0
	小 中 学 校 事 務	(1)	5	(1)	3	(1)	3	(1)	3	(0)	0	—
※ 合 計	(78)	134	(55)	101	(21)	41	(20)	37	(10)	19	5.3	

※身体障害者を対象とした採用選考においては、2職種まで重複して受験することができるため、職種別の数値の合計と合計欄が一致しない箇所がある。

(イ) その他の選考 (人事交流等)

(27.4.1~28.3.31)

職種又は職名	選考合格者数 (人)	職種又は職名	選考合格者数 (人)
部長相当	2	警 視	3
課長相当	14	警 部	5
課長補佐相当	24	警 部 補	9
係長相当	44	巡査部長	1
主 任	2	医 師	17
技 師	1	合 計	122

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成27年10月13日、県議会及び知事に対し、次のような内容の報告及び勧告を行った。

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成27年10月13日  
栃木県人事委員会

《ポイント》

○月例給、特別給(ボーナス)ともに引上げ

1 月例給については、民間給与との格差(0.49%)を埋めるため、給料表の水

準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ

2 特別給（ボーナス）を引き上げ（0.1月分）、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

○給与制度の総合的見直し（平成28年度において実施する措置）  
地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の引上げ

1 給与勧告制度の基本的な考え方

- ・ 給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であるとする。
- ・ 本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与や社会経済情勢全般の動向等を踏まえて勧告を行っている。

2 職員の給与

(1) 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内872民間事業所から184事業所を無作為に抽出し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた181事業所を調査対象とした。そのうち155事業所（完了率85.6%）、約8千人の個人別給与等の調査を実施した。

ア 月例給

本年4月分給与について職員給与と民間給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を1,843円（0.49%）下回っていた。

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
383,985円	383,130円	855円（0.22%）

イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較した結果、職員の支給月数（4.10月）は民間の支給割合（4.19月）を0.09月分下回った。

(2) 本年の給与の改定

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における公民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し改定

ウ 地域手当

栃木県を支給地域とする地域手当について、支給割合を0.3%引き上げ3.2%に改定。また、東京都特別区等県外を支給地域とする地域手当及び医師の地域手当について、支給割合を人事院勧告に準じて引上げ改定

エ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引上げ

(4.10月分→4.20月分)

【一般の職員の場合の支給月数】

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）



28年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.80月	0.80月

- (3) 実施時期等  
平成27年4月1日

【参考】行政職員の平均給与（平均年齢44.0歳、平均経験年数22.1年）

改定額	改定率	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
1,792円	0.47%	378,427円	6,186,121円	380,219円	6,255,094円	68,973円

### 3 給与制度の総合的見直し

#### (1) 給与制度の総合的見直しの概要

世代間の給与配分の適正化等、本県職員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告において、給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、給料表の水準の引下げ、地域手当等諸手当の支給割合又は支給額の見直し、給料表の水準の引下げに伴う経過措置の実施等、国と同様、本年4月1日から平成30年3月31日までの3年間において実施することとした。

#### (2) 平成28年度において実施する事項

##### ア 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から、職員の給与に関する条例に定める支給割合に引上げ

##### イ 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定。また、加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

### 4 公務運営に関する課題

#### (1) 公務員倫理の徹底

任命権者においては、不祥事の再発防止に努めるとともに、職員の服務規律の遵守について一層の徹底を図ることが重要であり、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持って行動する必要がある。

#### (2) 勤務環境の整備

##### ア 仕事と家庭生活の両立支援

育児については、男性職員の積極的な育児参加などが課題となっており、栃木県庁子育て応援行動計画（第3期）に基づく、着実な取組が求められる。また、介護については、高齢化の進行に伴い、介護休暇等の利用増加が見込まれ、引き続き両立支援制度の周知に取り組んでいく必要がある。

なお、人事院は、フレックスタイム制の拡充及びテレワークの推進について勧告等したところであるが、本県においては、今後、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟で多様な働き方について検討していく必要がある。

##### イ 総実勤務時間の短縮

管理監督者及び職員は、メンタルヘルスについての理解を深めるとともに、本年12月から実施が義務化されるストレスチェック制度等を活用し、心の不調の予防や早期発見・早期対応に努め、適切に対応することが重要である。

また、セクハラやパワハラは心身の健康に支障を及ぼすおそれがあることから、任命権者においては、引き続き職員への周知・啓発を図り、良好な職場環境づくりに努めていく必要がある。

##### ウ メンタルヘルス対策

任命権者においては、メンタルヘルスに関する各種施策を体系的に行ってきたが、多くの職

員が心の病による長期の傷病休暇や休職をしており、職員の心の健康づくりについて一層の取組が必要である。

管理監督者及び職員は、メンタルヘルスについての理解を深めるとともに、心の不調の予防や早期発見・早期対応に努め、適切に対応することが重要である。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、職員の心身の健康に支障を及ぼすだけでなく、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招くおそれがあることから、任命権者においては、引き続き職員への周知・啓発を図り、良好な職場環境づくりに努めていく必要がある。

### (3) 人材の育成・活用

#### ア 能力・実績に基づく人事管理の推進

平成28年4月施行となる改正後の地方公務員法において、任用の根本基準として人事評価が明記され、任用における能力実証の手段として人事評価を積極的に活用することが求められている。今後とも、公平性、客観性、納得性の高い人事評価が行われるように努め、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図り、人材育成の推進と効果的かつ効率的な行政運営の向上に努めていく必要がある。

#### イ 女性職員の職域拡大・登用の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が本年9月に公布され、地方公共団体に対して、特定事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられたところである。今後とも、女性の働きやすい職場環境の整備に留意するとともに、特定事業主行動計画に掲げる目標等を念頭に置きながら、意欲と能力を兼ね備えた女性職員の積極的な職域拡大と登用を進めて行く必要がある。

#### ウ 多様で有為な人材確保への取組

多様で有為な人材の確保のため、今後とも、任命権者等と連携を強化し、募集活動の一層の充実を図っていくとともに、採用試験の在り方や学生の就職活動時期の見直しに伴う広報活動・採用試験の実施時期について、国や他の地方公共団体の動向等に留意しながら研究・検討を進めていく。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を踏まえ、職員の募集・採用時や採用後の職場における合理的配慮の円滑な提供について検討を進めるとともに、一層の職場環境の整備を進めながら、今後とも障害者の雇用機会の確保に努めていく必要がある。

### (4) 雇用と年金の接続

#### ア 雇用と年金の確実な接続のための取組

平成28年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられることから、今後、再任用希望者の増加が見込まれる。

政府は、平成28年度までに、人事院が申し出た意見を踏まえつつ雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。こうした国の動向や他の地方公共団体、民間企業の取組を引き続き注視しながら、計画的な定員管理の下で再任用の円滑な実施に必要な環境整備や問題点等の把握に努め、定年退職者の雇用と年金の接続を確実に行っていく必要がある。

#### イ 再任用職員の給与

人事院においては、再任用職員の給与水準に関して、引き続き民間の動向等を注視するとともに、今後の再任用制度の運用状況等を踏まえ、給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしている。

本県における再任用職員の給与制度については、国に準じているため、国や他の都道府県の動向に留意しながら引き続き検討を行うこととする。

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局が適当な措置を執るよう措置の要求があった場合、同法第47条の規定に基づき、これを審査し、判定し、当委員会の権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うものである。

平成26年度末における係属事案はなく、平成27年度に新たな措置要求はなかった。

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条から第51条までの規定に基づき、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から不服申立てがあった場合、当委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて当該不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行うことによって職員の身分保障を確保しようとするものであり、準司法的な手続きによる事後審査の制度である。

平成27年度における不服申立ての審査の状況は、次の表のとおりである。

## (県関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
平成27年(不) 第 1 号	懲戒減給処分取消請求	H27. 12. 1 受理	口頭審理中

## (受託市町村等関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
平成26年(不) 第 1 号	分限降任処分取消請求	H26. 6. 2 受理	H27. 12. 17 裁決 原処分取消

(人事課)